

つちはし事務所通信

10

September

2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年10月1日

公布済み
施行前の改正

育児・介護休業法が改正されました 令和7年4月1日から主要な規定が施行

令和6年5月24日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立しました。
施行期日は、基本的には令和7年4月1日ですが、公布日から数段階に分けて施行されます。

.....令和6年改正育児・介護休業法等（令和6年法律第42号）の全体像（主要なもの）.....

●令和7年4月1日から施行されるもの

<育児関係>

- 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。
- 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。
- 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超え（現行1,000人超え）の事業主に拡大する。



<介護関係>

- 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。

●公布の日から起算して1年6か月以内において政令で定める日から施行されるもの

<育児関係>

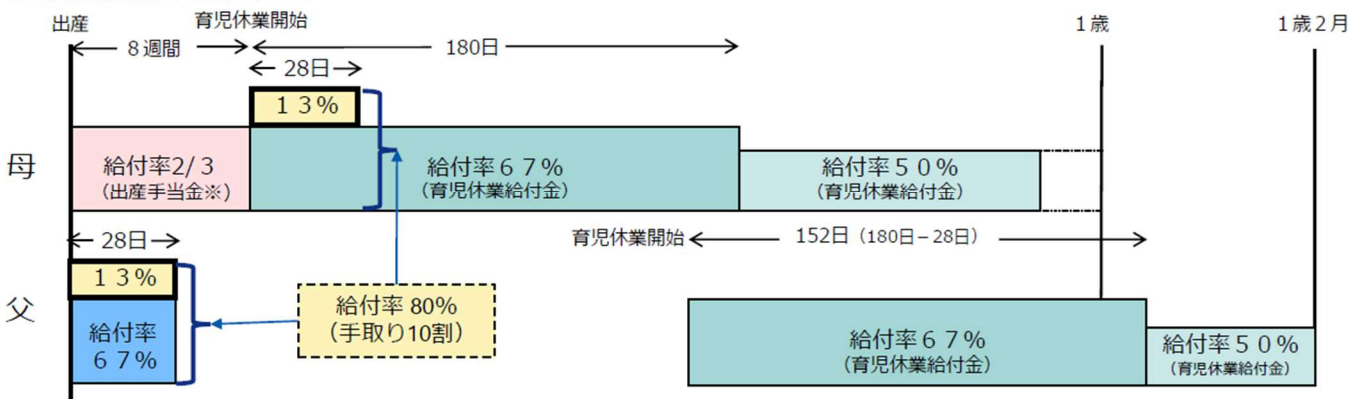
- 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。



●育児休業給付率（手取りで10割相当）の引き上げ（令和7年4月1日）

- 育児休業給付金は、半年間は休業前賃金の67%、その後は50%が支給されます。今回の改正によって、子の出生直後の一定期間以内に両親共に14日以上育児休業を取得すると最大28日間、給付率13%が上乘せられ、実質的に休業前の手取り給与額と同額相当の給付金を受け取れるようになります。

○育児休業給付の給付イメージ



★これらの改正事項が施行されるまでに、就業規則（育児・介護休業規程）の改訂や、新たに義務化される規定への対応が必要になります。不明な点等がありましたら、気軽にお声掛けください。

65歳超雇用推進助成金(高齢者無期雇用転換コース)のご案内

65歳超雇用推進助成金は生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。その中でも高齢者無期雇用転換コースをご案内します。

.....高齢者無期雇用転換コースのポイント(厚労省のリーフレットより).....

《概要》

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

(実施期間：2年～3年)

《支給額》 対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
30万円	23万円

《主な支給要件》

有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。※ 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限り、(他支給要件あり)

《受給手続の流れ》

1. 計画の申請

「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。

2. 支給の申請

対象者に対して転換後賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に支給申請してください。



★働くことを生き甲斐と捉え「労働を通じて社会と繋がりたい」と希望するシニア世代が多数いらっしゃいます。お互いにとって有益な条件や労働形態を模索しながら、人員不足をカバーしてもらうという発想も有効です。上記内容について詳しく知りたい場合はつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

★10月25日(金) 13:30~16:20、社労士会セミナーが徳島グランヴィリオホテルで開催されます。

テーマは「人材不足を突破する戦略的採用指針」。今注目の弁護士・島田直行氏による人手不足で採用にお困りの事業所方にぜひお聞きいただきたい目からウロコの戦略的な採用指針のお話です。第2部は「賃金アップと働き方改革で採用力アップ」セミナーです。今年84円上がった徳島の最低賃金。それを前向きにとらえ採用力アップと業績アップにつなげようというお話。参加は無料ですが、徳島県社会保険労務士会のHPからお申込みが必要です。<https://www.sr-tokushima.or.jp> ※Zoom 配信もあり。若い世代の働きがい向上と、時代に沿った働き方改革で選んでもらえる会社づくりのヒントが見つかるセミナーです。ぜひご参加ください。

★自民党新総裁が石破茂氏に決まり、今後の政策の動向にも注目したいところです。しかし、岸田前総理が推進した経済対策は継承するとの方針が打ち出されています。岸田政権が発表した骨太の方針には、「2030年代半ばには最低賃金を1500円にする」という目標が掲げられていますので、今後も今年と同程度の最低賃金の引上げが続くと予想されます。賃上げ対策として出されている「業務改善助成金」などの助成金をうまく活用し持続的な賃上げへの対応力をつけていきましょう。

★少子化対策として今年度改正された育児・介護休業法が来年4月に施行となります。このところ頻りに改正が行われる育児介護休業法ですが、来年4月の施行に向けて再度改正が必要です。行政から詳細が発表されましたら、改めて規程の改定等についてご案内いたします。

社労士は「人々大切に」する働き方改革の専門家です
人材不足を突破する 戦略的採用指針
 令和6年
10月25日(金)
 13:30~16:20 (税込10,000円)
 徳島グランヴィリオホテル
 徳島県徳島市東区南町1-1-1
 一般事務所の専業主婦・個人ご出席
 定額 100円 参加無料 Zoom 配信あり

1 「人材不足を突破する 戦略的採用指針」セミナー
 島田直行氏による、人手不足で採用にお困りの事業所方にぜひお聞きいただきたい目からウロコの戦略的な採用指針のお話です。

2 「賃金アップと働き方改革で採用力アップ」セミナー
 今年84円上がった徳島の最低賃金。それを前向きにとらえ採用力アップと業績アップにつなげようというお話。

徳島働き方改革推進支援センター 個別相談会

開催日時: 令和6年10月18日(金)
 時間: 13:00~16:00 (税込10,000円)
 会場: 徳島県社会保険労務士会 徳島県会館3階大会場(徳島市東区南町1-1-1)
 申込: 徳島県社会保険労務士会 徳島県会館3階大会場 申込係(TEL:087-821-1111)
 申込先: 徳島県社会保険労務士会 徳島県会館3階大会場 申込係(TEL:087-821-1111)
 申込締切: 令和6年10月17日(木)午後5時(申込受付終了後、申込状況により変更あり)

